

# 令和3年度第1回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和3年7月14日(水) 午後1時30分

2. 開催場所 幕別町役場 3-A・B会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員

|        |           |
|--------|-----------|
| 嶽山 信行  | (学識経験者)   |
| 土屋 博樹  | ( )       |
| 岡本 芳夫  | ( )       |
| 内山 美穂子 | (町議会議員)   |
| 荒 貴賀   | ( )       |
| 谷内 雅貴  | (農業委員会会長) |
| 岡本 貴美子 | (公募によるもの) |
| 中野 聖   | ( )       |
| 坂本 恵子  | ( )       |

事務局

|        |       |
|--------|-------|
| 建設部長   | 笹原 敏文 |
| 都市計画課長 | 河村 伸二 |
| 計画係長   | 鈴木 亮二 |
| 計画係    | 綱島 佑汰 |

4. 議事 議案第1号 会長の互選について

議案第2号 職務代理者の指名について

5. その他 説明 都市計画等について

6. 議事概要 次のとおり

笹原部長 ご起立願います。お疲れ様です。着席してください。  
会議に先立ちまして、小林委員につきましては所用により、欠席との申し出がございましたので報告をさせていただきます。  
本日は、都市計画審議会委員の改選に伴い審議会に先立ちまして、飯田町長より委嘱状の交付をさせていただきます。  
お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。  
内山 美穂子さん

飯田町長 委嘱状、内山 美穂子 様、幕別町都市計画審議会委員を委嘱します。任期は令和5年4月30日までとします、幕別町長飯田晴義、宜しくお願いします。

笹原部長 荒 貴賀さん

飯田町長 委嘱状、荒 貴賀(あら たかよし)様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 嶽山 信行さん

飯田町長 委嘱状、嶽山 信行(だけやま のぶゆき)様、幕別町都市計画審議会委員を委嘱します。任期は令和5年5月12日までとします、幕別町長飯田晴義、よろしく申し上げます。

笹原部長 土谷 博樹さん

飯田町長 委嘱状、土谷 博樹（つちや ひろき）様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 岡本 芳夫さん

飯田町長 委嘱状、岡本 芳夫（おかもと よしお）様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 岡本 貴美子さん

飯田町長 委嘱状、岡本 貴美子（おかもと きみこ）様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 中野 聖さん

飯田町長 委嘱状、中野 聖（なかの まさし）様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 坂本 恵子さん

飯田町長 委嘱状、坂本 恵子（さかもと けいこ）様、以下同文につき省略させていただきます。よろしく申し上げます。

笹原部長 只今より令和3年度第1回幕別町都市計画審議会を開催致します。初めに、飯田町長よりご挨拶を申し上げます。

飯田町長 改めましてみなさんこんにちは。今回は改選後初めての都市計画審議会ということでもあります。まずもって委員を引き受けいただきましたことを感謝申し上げます。任期の終わりが若干違いますけれども基本的には2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。都市計画についてはまちづくりの基本となる部分であります。今、此度の人口減少時代に入ってきたなかでどういうふうに市街地計画を、都市計画を進めていくのかということが大きな課題になっているかということでもあります。人口の伸びない部分は市街地を拡大していくのか、というのは末端のほう市街化区域人口が悪いとそんなことでありましたけれども、今やだんだん歯抜け状況が懸念される訳であります。いかにコンパクト化を図っていくのか、それに合わせて公共施設をどう配置していくのか、といったことが課題になっていくかと思っております。

みなさんそれぞれの分野で様々な事業をなさっているわけでありまして。それぞれの観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

笹原部長 それでは、新しく委員さんになられた方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。内山委員の方から順にお願いします。

内山委員 みなさんこんにちは。幕別町議会議員をしています。内山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 荒委員           みなさんこんにちは。同じく幕別町議会議員をさせていただいております荒貴賀です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 嶽山委員           札内北町の嶽山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 土谷委員           札内みずほ町の土谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岡本委員           札内春日町にあります。岡本と申します。よろしくお願いいたします。
- 岡本委員           札内暁に住んでいます。岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中野委員           旭町のコムニの里まくべつという介護施設で働いております。中野と申します。よろしくお願いいたします。
- 坂本委員           札内文京町の坂本恵子です。よろしくお願いいたします。
- 谷内委員           みなさんこんにちは。農業委員会会長をしております。谷内といいます。住所は明倫です。よろしくお願いいたします。
- 笹原部長           ありがとうございました。今自己紹介いただいた皆様は、それぞれのお手元の議案の1ページに幕別町都市計画審議会の委員として名簿を載せています。委員の構成としましては、学識経験のある方4名、町議会の議員2名、農業委員会の会長、そして公募による方3名ということになります。みなさまには、今後任期満了までの期間、都市計画行政にお力添えをいただくこととなりますので今後ともよろしくお願いいたします。
- 次に事務局の紹介をさせていただきたいと思います。
- 最初に私、建設部長の笹原です。よろしくお願いいたします。
- 河村課長           都市計画課長の河村です。よろしくお願いいたします。
- 鈴木係長           計画係長の鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 綱島主任           都市計画課計画係の綱島です。よろしくお願いいたします。
- 笹原部長           事務局は、ごらんの体制でございますので、今後とも、宜しくお申し上げます。
- それでは、議事日程2の議事に入らせていただきますが、今回は、改選後初めての会議でございますので、会長が選出されるまでの間、町長が進行をさせていただきます。
- 飯田町長           よろしくお願いいたします。それでは、「議案第1号 会長の互選について」を議題といたします。事務局より説明いたします。
- 鈴木係長           会長の互選につきましては、お手元の議案書1ページ、幕別町都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「会長については学識経験のある者として任命された委員の中から審議委員の皆様の互選により定める」となっておりますので、嶽山委員、土谷委員、小林委員、岡本委員の4名から選出することになります。なお、今回は、委員からの推薦によりまして決定しておりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

飯田町長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、どのような方法で選出したらよろしいかお諮りいたします。

飯田町長 　　はい、土谷委員。

土谷委員 　　推薦という形がよろしいかと思えます

一同 　　　　異議なし

飯田町長 　　異議なしとの声がありましたので、そのようにしたいと思えます。それでは、どなたかを推薦して頂きたいと思えます。

飯田町長 　　はい、土谷委員。

土谷委員 　　長く委員を努められ、これまでも会長をされていた嶽山委員を推薦いたします。

飯田町長 　　今、土谷委員から嶽山委員を推薦するという声がありましたが、他に推薦はありますでしょうか。  
　　ごさいませんので、それでは嶽山委員に会長をお願いするということによろしいでしょうか。

一同 　　　　異議なし

飯田町長 　　異議無しということで、会長を嶽山委員に決定いたします。ここで私の進行の役目を終了したいと思えます。ありがとうございました。

笹原部長 　　それでは、嶽山会長よりご挨拶を頂きたいと思えます。

嶽山会長 　　一言ご挨拶を申し上げます。ご推薦を頂きましたので大役ではありますが、都市計画審議会の会長をお受けしたいと思えます。再任の委員さんはもちろんのこと、この度、新しく委員になられました委員の皆様にも置かれましても、高いご見識をお持ちの方々ばかりとお聞きしておりますので、委員の皆様方のご指導とご協力を頂き、活発な審議会を展開できますよう努力してまいりますので宜しくお願ひいたします。

笹原部長 　　嶽山会長ありがとうございました。この先の議事の進行につきましては、会長が決定しましたので、嶽山会長にお願ひしたいと思えますので、宜しくお願ひ致します。

嶽山会長 　　これで、議案第1号「会長の互選について」を終了させていただきます。

嶽山会長 　　次に「議案代2号 職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木係長 　　職務代理者の指名につきましては、審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長が指名することとなっております。会長が決定いたしましたので、会長から職務代理者の指名をお願いいたします。

嶽山会長 　　それでは、職務代理者の指名につきましては、会長に事故があった場合に、その職務を代行する「職務代理者」をあらかじめ会長が指名することとなっておりますことから、会長の私より職務代理者を指名させていただきます。

職務代理者につきましては、引き続き、岡本委員を指名したいと思います。  
岡本委員、よろしく願いいたします。

嶽山会長           これで、議案第2号「職務代理者の指名について」を終了させていただきます。  
次に、議事日程3、その他、説明「都市計画等について」になります。それでは、事務局、説明をお願いします。

鈴木係長           はい、計画係長の鈴木です。  
最初に本日お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと思

います。  
「議案書」「説明資料」「幕別町都市計画マスタープラン」「幕別町緑の基本計画」「幕別町都市計画データファイル2021」それと織り込みの図面で「都市計画図1/10,000」「都市計画図 1/25,000」になりますが、不足している物はありませんか。

今回は改選後、初の審議会でありまして、新たに委員になられた方もいらっしゃると思いますので、基本的な部分ではありますが、その他の「都市計画等について」の説明をさせていただきます。

資料は「令和3年度第1回幕別町都市計画審議会 説明 資料」、こちらをご覧ください。最初のページが本資料の内容であります。

まず、資料1の「委員名簿」であります。こちらは、本日お集まりいただいた審議委員の皆さんの名簿になります。

次に、資料2の「都市計画審議会について」説明させていただきます。  
都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するために設置された附属機関であります。

ここで言う「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。

都市計画審議会には、いくつかの権限がありまして、一つ目には、都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議することで、市町村が決定する案件に対して調査審議していくということでありまして。

二つ目が市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議することでありまして。

それから三つ目が都市計画に関する事項について、関係行政機関へ意見を述べることができるという、三つの権限があります。

2ページをご覧ください。

都市計画法第15条では、市町村が定める都市計画について記載があります。どのような都市計画があるかは資料3で後述しますが、第19条に市町村は都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとされていることから、新たな計画決定や既存計画の変更については、その都度皆さんに審議していただくこととなります。審議会の組織及び運営に関しましては、政令に基づき町の条例で定めております。

3ページには町で定めた審議会条例を載せておりますが、組織としては、学識経験のある者が4名、町議会の議員が2名、農業委員会会長が1名、それから公募による者が3名の合計10名で構成しております。

4ページに、その他ということで、審議の非公開についてであります。審議会には、基本的には通常公開で行っておりますが、議事を公開するか非公開とするかは審議会の判断に属するものであるということでありまして。議事録の取り扱いについても同様であります。

基本的には審議及び議事録については公開してきております。

二つ目といたしまして、委員の代理であります。代理出席は通常認められないということでありまして。ただし、関係行政機関の職員が委員になっている場合で、充て職のような場合に関しましては、代理出席を拒否するべき理由はありません。

せんので、代理出席は可能であると考えますが、幕別町の審議会には、行政機関のあて職職員がいないため、基本的に代理出席は無いと考えております。

次に資料3「都市計画の決定権者」についてであります。

都市計画の決定は、市町村と北海道が決定することになっておりまして、市町村が決定するもの、あと北海道が決定するものについてそれぞれ丸をつけて表示しております。

基本的に地域をまたがって決定するような広域的な観点から定めるべき都市計画については北海道が、その他のものについては町が決定することになっております。

審議会の審議するものに関しましては、あくまで市町村が決定する案件について審議するというものであります。北海道が決定する案件につきましては、手続き上、幕別町から北海道に案を提出する必要がありますので、その段階で皆様に協議していただいて、意見を聞くことで進めております。

都市計画決定する案件につきましては、あくまでも市町村の案件について諮問を受けて答申していくこととなります。

次に、資料4の「都市計画について」の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

まず、「1 都市計画と都市計画法」ということで、「都市計画とは、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一般的に定めるもの」であり、「都市計画法は、都市計画の各種制度や基本的な土地利用規制について定めている法律」であります。

都市計画法第2条では、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る」ことを基本理念としております。

都市計画の概要といたしましては、2ページの中段から下に掲載のとおりとなっております。

まず、都市計画を定める大きな方針となるものとして、北海道が当該都市計画区域毎に定める『整備、開発及び保全の方針』いわゆる整開保と呼ばれるものと、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランが大上段にあります。

この2つの方針に基づいて、区域区分や地域地区等の土地利用に関するものや道路や公園などの都市施設に関する計画を定めることとなります。

次に、3ページになります。「2 都市計画区域」についてであります。都市計画区域とは、都市計画法の規制を受ける土地の範囲のことでありまして、国土交通大臣の同意を受けて知事が決定するものであります。

平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域の外側におきましても、一定規模以上の開発行為については、都市計画法の規制を受けることになりましたが、基本的には区域内が適用を受けるということとなります。

中段に載っているのが概念図です。幕別町は左側の線引き都市になります。一番外枠に行政区域があり、その中に都市計画区域、更にその内側に市街化区域が設定されておりまして、都市計画区域内の市街化区域以外の部分を市街化調整区域と言いまして、市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制される区域となっております。

ここでお配りした2万5千分の1の都市計画図をご覧くださいと思います。外側に黒い点線で表示されているものが、都市計画区域の線になります。行政区域の中の、幕別・札内市街とその周辺の相川、千住、明野や途別などが都市計画区域に入っております。

このうち、都市計画区域の中で白い部分と色が塗られている部分がございますが、色の塗られている部分が市街化区域でありまして、白い部分が市街化調整区域となっております。

なお、幕別町の場合、近隣の帯広市、音更町、芽室町の1市3町が一つの都市として「帯広圏都市計画」を定めておきまして、各種の都市計画に関わる事項について圏域内で調整を図りながら進めているところであります。

次に、資料に戻っていただきまして、4ページになりますが、「市街化区域と市街化調整区域」についてであります。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

市街化区域は、すでに市街化を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となりまして、これに対して市街化調整区域は市街化を抑制する区域となり、建築物の建築が厳しく規制されることとなります。

調整区域では、基本的には、農家の住宅や農業用倉庫等の農業用施設については建築可能ですが、ほかにはページ下半分に記載しております①の「日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理業を営む店舗、事業所等」から⑭の「開発審査会の議を経て、市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為」までの14項目のいずれかに合致するものしか建築又は用途変更することができません。

幕別町につきましては、現在の都市計画区域が8,174haございまして、その内784ha(9.6%)が市街化区域となっております。また、令和3年3月末現在の住民登録者数によりますと、行政区域内人口が26,382人、都市計画区域内人口が23,307人で全体の約88%、市街化区域内人口が21,798人で全体の約83%の方々が住まいになっていると言う状況にあります。

次に、5ページの「都市計画マスタープラン」についてであります。

都市計画マスタープランは、都道府県が定める(1)の「整備、開発及び保全の方針」と、市町村が定める(2)の「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とされるものがあります。

(1) 整備開発及び保全の方針は、都市計画区域毎に北海道が定めるもので、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の整合性及び一体性を確保するための、都市計画区域における基本的な方針として、「都市計画の目標」、「市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定める際の方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針」などを定めることとされています。

(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針についてであります。市町村の都市計画に関する基本的な方針は、市町村の建設に関する基本構想等に即して、都市計画区域をもつすべての市町村が定めるものです。

市町村都市計画マスタープランは、市町村が、創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、都市づくりの理念や目指すべき都市像、地域別の整備方針、諸施設の計画等の根拠となるものであります。

役割としましては、将来都市像の明示や都市計画の整合性、総合性の確保等があげられます。

また、効果としましては、市町村独自の都市計画課題やテーマに総合的に対応ができ、身近な生活環境の整備をより一層図ることができます。

この幕別町都市計画マスタープランですが、平成15年に策定し、平成24年に中間見直しを行ってまいりました。このマスタープランが令和2年度に計画年度を迎えることから令和元年度から見直し作業を開始し、都市計画審議会の中でも数回にわたりご審議いただき、今年の3月に諮問・答申を受けて決定されたものがお手元にある都市計画マスタープランの冊子となります。

また同時期に策定された町の緑に関する計画である「幕別町緑の基本計画」につきましても、都計審の中でご審議いただき都市マス同様に今年の3月に諮問し、答申を受けて決定されたものがお手元にある緑の基本計画となります。

どちらも都市に関する計画となりますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、6ページの地域地区であります。

土地をその利用目的によって区分し、都市の合理的な利用を誘導するものが地域地区の基本でございます。具体的なものといたしまして、地域地区の中で用途地域というものがございます。これは、建築物の用途や規模を規制するもので、地域地区の中で最も基本的なものです。

目的といたしましては、用途地域の適正な配置による機能的な都市活動の確保であります。用途の種類は13種類ございまして、幕別町では工業専用地域及び田園居住地域を除く11種類を決定しているところであります。規制誘導としては、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを定めております。

表中には上から第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域と続いておりますが、基本的に上にあるものほど建築できる用途の制限が厳しいものとなっております。

都市計画図の1/10,000をご覧ください。色が塗られている部分が用途地域ですが、住宅地は基本的に1種と2種の住居専用地域とし、大きなお店や事務所の建築に制限を設けて、閑静な住宅街の形成を誘導しています。

一方、国道沿線等利便性の高い場所は準工業地域や近隣商業地域等、大型店舗等の立地が可能となる地域に指定し土地利用を図ってきています。

また、用途地域の他に地域地区といたしましては、特別用途地区というものがありまして、幕別町では、リバーサイド幕別工業団地等に特別用途地区を定めて、地域住民の福祉の向上のため、建築物の制限を行っております。

7ページからは都市計画で定めることができる都市施設、市街地開発事業及び地区計画についての一般的事項について記載しておりまして、説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、参考資料の幕別町都市計画データファイル2021については、担当の綱島の方から説明させていただきます。

綱島主任

それでは、幕別町都市計画データファイルについて説明させていただきます。

本日お配りした資料の幕別町都市計画データファイル 2021 という資料をご覧ください。

まず1ページ目をご覧ください。1.都市計画概要についてですがこちらは都市計画制度と帯広圏広域都市計画のことについて書かれております。申し訳ありませんが後ほど読んでいただきたいと思います。次のページをお願いいたします。1-3 都市計画決定権者ですがこちらは先ほど説明があった通りですので省略いたします。

次のページをご覧ください。こちらは人口・面積についてです。2-1 ですが帯広圏域全体と構成する1市3町の行政区域、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域に分けた面積と、平成27年国勢調査時の人口及び人口集中地区の面積・人口を記載しております。

次のページをお願いします。2-2 幕別町の人口と面積ですがまず上段が国勢調査による人口の推移であります。この表を見ますと札幌地域については増加傾向にある一方で幕別地域については減少をたどっている状況であります。次に下段、

(2) 住民基本台帳による人口推移であります。ここでは平成20年度から令和2年度までの人口を記載しております。行政区域で見ますと平成25年度まで増加しておりました人口が平成26年度以降は減少をたどっていることが確認できます。次のページをお願いいたします。(3) 面積の推移です。面積は昨年区域区分決定で変更がありましたのでR2.3.31 現在までの面積を反映させております。また、平成のひと桁の台には土地区画整理事業や多くの宅地開発が行われた関係から市街化区域が急激に増加していることが見て取れるかと思っております。



次のページをご覧ください。3. 土地利用に進みまして6ページからが札内地区の宅地開発事業、8ページからが幕別地区の宅地開発事業でそれぞれ一覧と位置図を示しております。9ページをご覧ください。3-2 未利用地についてであります。平成21年度と平成26年度の帯広圏都市計画基礎調査のデータを基とした市街化区域内未利用地のデータをまとめております。平成26年調査時では可住地面積に対する未利用地面積が21.6%となっております。現在の具体的な未利用地の所在につきましては、下の表のとおりとなっております。

10ページ目をお願いいたします。3-3 開発行為件数ですが、過去10年間の法第29条、法第43条及び法施行規則第60条の三つについて、許可件数を記載しております。

11ページ目をお願いいたします。4. 用途地域ですが、用途地域の変遷をまとめております。最新の決定が平成28年2月15日付でさきほどの説明でもあったとおり田園居住地域と工業専用地域を除いた11種類の用途地域が定められております。

12ページ目をお願いいたします。このページからは都市計画施設として都市計画道路、都市計画公園および都市計画下水道をまとめております。まず5. 都市計画道路ですがそれぞれ路線名、幅員、車線数、延長等一覧にしておりまして、現在35路線都市計画決定されている路線があります。内訳と都市計画の変更の推移については次のページ13ページから17ページにかけて記載しておりますので後ほど目を通して頂ければと思います。17ページをご覧ください。下段の5-3には都市計画道路の整備状況をまとめております。改良率、舗装率ともに60%を超える程度となっております。

次のページをご覧ください。6. 都市計画公園についてですが面積や名称、位置などを一覧にしておりまして、幕別町では特殊公園を除いた街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園の6種類の公園と緑地で合計55箇所があります。20ページ目以降は公園の計画の決定・変更の推移をそれぞれの公園ごとで載せております。こちらも後ほどご覧頂ければと思います。23ページをご覧ください。中段の辺りですが、こちらにつきましては、各公園の種別ごとの整備状況について載せておりまして、それぞれの集計した面積等が載せてあります。一番下の表につきましてはそれぞれの都市計画区域・市街化区域ごとの人口に対しての一人当たりの公園面積を載せております。

次のページをご覧ください。7. 都市計画下水道ですが都市計画下水道決定一覧については、札内公共下水道と幕別公共下水道に分けまして、計画決定の経緯を記載しております。こちらは最新の計画決定が昨年10月30日付となっております。内容としては札内公共下水道を廃止し幕別公共下水道と統合したものとなっております。下段の都市計画下水道整備状況についてであります。各下水道の計画決定排水区域面積と最終変更告示日・番号、及び事業認可されました排水区域の面積、汚水管渠・雨水管渠の延長、ポンプ場面積、処理場面積、事業認可年月日を記載しております。

25ページ目をご覧ください。8. 地区計画についてです。(先ほど説明があったと思いますが。)地区計画は市街化区域の中に8か所ありましてここにある一覧のとおりとなっております。次のページにそれぞれの位置図を示しております。8か所の地区計画の細かい内容につきましてはさらに次のページ27ページから34ページに記しております。こちらも後ほどご覧いただければと思います。

35ページをご覧ください。その他地域地区についてでございますが、特別用途地区として特別工業地区、準防火地域を載せております。

次のページをご覧ください。36ページ目土地区画整理につきまして本町では6箇所今まで実施しております。内容につきましては、ここに記載されている通りとなっておりますので後ほどご覧いただければと思います。

次のページをご覧ください。37ページ目、その他の都市計画についてでございますが、その他の都市計画につきましては、都市高速鉄道と都市計画河川がござ

いまして、これにつきましても記載されている通りとなっておりますので後ほどご覧いただければと思います。

次のページをご覧ください。38 ページ目になります。38 ページ目につきましては、都市計画審議会の今現在の委員名簿、平成 14 年度からの開催状況について記載しております。

簡単ではございますが、以上で都市計画データファイルの説明を終わらせて頂きます。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたので、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご遠慮なくご質問いただければと思います。

荒委員 最後の都市計画データファイル2021の最終のところでは会議の開催状況というのが載せてあるのですが、かなりばらつきがありようなきがするのですが、なぜこれだけの状況がでているのかご説明いただければと思います。

河村課長 会議の開催につきましてはさきほど係長からの説明にもございましたとおり、この審議会で諮らなければいけない案件があった際には必ず開催するという事になっておりますのでその案件があるかないかですとか、今回は委員の改選期ということもありましたので会長を決めるですとかそういうことで開催しているということで、そういうことでばらつきがあるということになっております。

岡本委員 今年の審議案件の見通しについてわかれば教えてください。

鈴木係長 今年度の予定ですけれども、基本的に昨年度までの大きな都市計画の変更である、区域区分の変更や整開保の変更、さきほど説明させていただきました都市計画マスタープランの変更と緑の基本計画の変更については昨年度までで終了しておりますので今の時点で次に何をやるかということについてはまだ決まってはいないところです。

岡本委員 個別案件の相談等そういうのもまだないということですね。今の時点では。

鈴木係長 そうです。例えば地区計画の変更ですとか、新たな地区計画を作るですとかそういった相談も今のところございませんので、幕別町として計画をどうするとかはない状態であります。

嶽山会長 他になにかご意見はございませんか。よろしいですか。

他にご意見ご質問がないということですので、事務局から他になにかありますか。

鈴木係長 今ご説明したとおりで今後いつ何の案件で審議会をやるというのはないのですけれども、今後審議会を開催するような案件が出た場合には、改めて日程調整をさせていただきますので、その際はご協力お願いいたします。

嶽山会長 現時点では今後の開催日程は未定ということで、案件が出た際には皆さんよろしくお願いいたします。

以上で「その他説明」については終わります。

全体をとおして皆さんのほうでご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

岡本委員 帯広圏の都市計画ということで1市3町で大枠を固められていると思いますけれども、審議会それぞれ市町村で行われているのですけれども、いわゆる圏域というのも一つの大きな括りなものですから他市町村の課題、いわゆる圏域としての課題の部分で審議会として各審議会と連携、協力するといったことが必要かなと思っはいるのですけれども、実際はやっていない状況ですけれども、その辺

を研修会、意見交換会など1市3町としてまとめてやるという考え方はどうなの  
でしょうか。

河村課長        その点につきましてはまず事務局レベルで都市計画についての意見交換等をして各町の課題等をこの会議をおしてご紹介できるものがあればご紹介してその際に皆さんのほうでご提案、会議ですとか研修会等を開けることができればい  
なというような流れになればと思います。まずは各町の課題が何であるかという  
ことを皆さんに情報提供できればというふうに思います。

嶽山会長        以前はやっていたのですけれども、町内の都市計画の施設見学を委員の方も代  
わっておりますので、そのような予定は。

河村課長        今後の会議の日程というのにも関わるのですけれども、内容的には施設見学で  
すとか、例えば今札内新道の工事をやっているので見られる状況であれば皆さん  
に紹介はどうかという話も考えておりますのでその辺のことにつきましてもまた  
こちらのほうからご案内させていただきたいと思います。

内山委員        都市計画マスタープランと今緑の基本計画をはじめ手に取って見させていた  
だいたのですけれども、本当に町内緑がいっぱいあってすごいこういうのが役に  
立っていると思うのですけれども、今後維持管理だとかそういったことで樹木だ  
とか街路樹だとか老木になってくると、結構老木になってからそれよりも早め早  
めに色んなことを対応していったほうが最終的にはコストがかからなくなるとか  
ということもありますし、そういったことは思っていたのですが審議会ではど  
ういった形で関わればいいのかかわからないのですけれども。緑の基本計画にお  
いて緑の面積はそんなに変わっていないので、すごくいいことだとは思って  
いますけれどもそれが本当に安心して安全なまちづくりに繋がるようにいろい  
ろと進めていただければなと思います。

笹原部長        わかりました。

荒委員        私今回初めて審議会委員をやらせていただくのですが、この会議では決まっ  
てそこで審議していただいて、こういったものを実施することになりました、と  
いうような状況が出たときにその後どうなったかという報告とかあってあ  
たりするのですかね。例えばですけど国道沿いの新北町の住宅地が建ちまし  
た、どういう状態で進みましたとか、例えば札内のツルハのところも道路を  
作るという様な計画は聞いていたのですがその後どうなったのかなという  
ことがあり、審議会でこういった議論があった中でその後どうなったのか、  
要は動いていない計画がどうなったかの報告等はあるのですか。

河村課長        基本的に先ほども申し上げたようにこの会議でお諮りすることをまず決  
めていただいて、その後の例えば開発行為ですとかの進捗状況をご紹介す  
るといふ決まりはないのですけれどもこのようにまちづくりが進みましたよ  
というのはいかなる機会にご紹介できればと思います。

荒委員        要は皆さんがここで審議をしてこういった計画がありますよというお話を  
するのですけど実際に動かなかつた、というような状況の時に審議会の  
委員としてそれはどうなのかなということがありますから、ここで審議  
して決まったもので、もし計画がずれるようなことがあれば是非報告  
をしたほうがいいのではないかなと思ったのですが。

河村課長        計画が決定した後は事業者さんの計画性もありますので次はいつできる  
のかというのはいかなる我々も把握しにくいところもあるのですができる  
限りご紹介できることがあればと思います。

荒委員           例えば変わらざるを得なくなった計画の変更のなかで状況が審議した内容と変わったときに説明は可能かなと思ったのですけれども、いままでは計画が変わったという状況はなかったのですか。

河村課長           そうですね。変わったということはございません。

笹原部長           基本的には都市計画審議会のほうで付議しなければならないという項目が法律で決まっておりますのでそれに関して決める。あとは変更になったときには法律に従って必ず都市計画審議会に付議して皆さんのご意見をお聞きして、そこで適当ではないとなれば当然内容を変更してまた改めて付議をする。適当だという判断をいただければ正式に都市計画決定の手続きを経て事業の実施に向かっていく、ということになります。

今おっしゃっているのはそれを決定した後、どのような事業進捗なり事業の内容で具体的に進められているのかというようなことの話は聞けないのかという意見ですけれども、具体的には個々それぞれの事業内容によって異なってはきていますので基本的にはこのような形でやりますというのは最初に青写真等の説明をして最終的にはそこに向かっていくというような形だと思います。ただ例えば道路であれば先ほど言いましたように札内新道ですと5年ですとか長くても10年ぐらいで完成目指しているという状況なのですが、本当に都市計画の市街地計画でいいますと昭和40年代から始まりまして、50年近くかけて今この町がここまで大きくなってきたという経過をたどるということもあるものですから、今後具体的に一つ一つを取り上げてご説明するのか、というとそうじゃない場面も多々あると思いますけれども特段なにか問題があるのではないかと委員として疑義が生じている場合がもしあれば先ほどご説明いたしましたように都市計画に関する事項については機会を取り上げていただく機会もありますので、そうした機会に申し述べていただければと思います。

嶽山会長           よろしいですか。他にございませんでしょうか。  
その他ご意見、ご質問もないようですので、本日の議事を終了いたします。  
以上を持ちまして令和3年度第1回幕別町都市計画審議会を閉会いたします。

笹原部長           みなさま、ご起立願います。以上で審議会を終わらせていただきます。本日はお疲れさまでした。